

Q & A その2

1	事前登録の費用はかかりますか？	事前登録には費用はかかりません。 簡易確定手続（以下、第2段階の訴訟とします）（個別の返金額を決める裁判）に参加する時には『手続き参加費用』がかかります。
2	今回の訴訟に勝っても負けても費用がかかりますか？	共通義務確認訴訟（以下、第1段階の訴訟とします）（返金義務を認めさせる訴訟）では費用はかかりません。 第1段階の訴訟に勝訴し、第2段階の訴訟に参加する場合に『手続き参加費用』がかかります。 *詳しくは、事前登録のご案内ページの「今後の流れ」をご確認ください。
3	『手続き参加費用』のおおよその金額を教えてください	第2段階の訴訟に参加する方には、第2段階の訴訟の手続にかかる費用の一部をご負担いただきます。 費用については、第2段階の訴訟に入ってから決まるため、現時点では確定することができず、お知らせできませんが、個人で訴訟する場合に比べてかなり費用負担は軽くなります。第2段階の訴訟入りしましたら、お知らせします。
4	現在もライフティに支払中です。支払いを止めるにはどうしたらいいですか	ライフティに通知書を送付してください(通知書の記載例は「Q & A その1」のQ5を参照してください)。 一時的に預金残高を空にすることも有効な手段です。 ※通知書は、ビューティースリー破産管財人とライフティに、それぞれ同じものの送付が必要です。
5	2回払いですすでに完済しています。今回の裁判に参加することはできますか	2回目の支払い日が契約日から2ヶ月より短い場合は、割賦販売法の消費者保護規定が適用されませんので、残念ですが、第2段階の訴訟に参加できません。2回目の支払日が契約日から2ヶ月以上あれば参加できます。
6	ビューティースリーから引き継いだ新たな事業者と契約をした場合や引継ぎ店舗で救済を受けていると、なくす会の訴訟には参加できないのですか	引継ぎ店舗や引継いだ事業者で、シースリーの契約と同じ条件で引継ぎを受けている場合は、シースリーとの契約を解除・取消しする理由がないこととなりますので、なくす会の手続には参加できません。

7	訴訟に参加を表明した場合、引き返すことはできないのですか	現時点では事前登録をしていただくだけです。第2段階の訴訟の進捗が確定した場合は、参加のご案内をお送りします。その時点で改めてご判断いただけます。
8	ビューティースリーから引継いだ事業者に施術を申し込むかどうか迷っていますが、訴訟に参加を表明した場合、引継ぎ事業者との契約はできないのですか	Q6で説明したように、引き継いだ事業者と契約した場合は、参加はできなくなります。そのうえで、どうするかを判断してください。
9	事前登録したらどうなりますか。登録したらやめることはできないのですか	事前登録いただいた方には、第2段階の訴訟へ進むことが確定した際に、なくす会からメールでお知らせをいたします。 事前登録は第2段階の訴訟への参加表明ではありません。 第2段階の訴訟に進むことが確定した際に、当会からメールでお知らせするためのものです。第2段階の訴訟に参加するかどうかは、お知らせが届いてから改めて決めていただきます。
10	通知書はすでに提出してあれば、再度の送付は不要ですか	すでに提出した通知内容を「Q&A その1」のQ5の通知書記載例と照らし合わせ、違いがある場合は必ず送付してください。
11	ライフティに支払い抗弁を出している状態で、通知書を送付すると中途解約停止の効力がなくなることはないでしょうか。また不利益な状況にならないでしょうか	中途解約停止の効力がなくなることはありません。 一方、既払い金の返還請求をするには、「Q&A その1」のQ5でご案内の通知書を送付していただく必要があります。通知書を送付することによって不利益な状況にはなりません、最終的には個々の消費者の判断になります。
12	抗弁書を提出しても支払いが止まらなかったため、支払いを滞納したところ(消費者センターに相談済み)、一括請求され、法的措置を取ると言われたため、	参加できます。

	分割手数料を含む残りの全額を一括で振り込みしました。こちらの会に参加できますか	
13	ライフティ(株)に支払いをすでに止めてもらっている場合は、対象になりますか	対象になります。
14	契約書が手元にない場合は、参加できますか	参加自体はできます。ただし、証拠がないと請求の一部が認められない可能性があります。
15	最近、エステ倒産を知りました。一度も通っていません。どうしたらよいでしょうか	「Q&A その1」のQ5の通知書をお出してください。支払った金額があれば、事前登録をご検討ください。
16	マイページにある契約書を保存しておらず、見る事ができません。それでも第2段階に参加することはできますか	マイページにある契約書以外の書類で契約内容が分かれば可能です。今ある関係書類やデータを全て保管しておいてください。また覚えている契約内容はメモしておいてください。第2段階の訴訟に正式に参加の際に、具体的に確認させていただきます。